

定例監査

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成27年2月25日発行（山梨県公報号外第9号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	企画県民部 峡南地域県民センター（西八代）	
監査対象期間	平成25年7月～平成26年6月	
監査実施日	平成26年9月17日、10月16日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（給与1）</p> <p>1) 給与の支給が遅延していた。 （合計 30,000円）</p>	<p>1) 給与明細の現金支給欄の確認を徹底するとともに、人事給与システムの金種別表において、現金支給の有無を再度確認することで再発防止を図る。</p>

監査対象所属	企画県民部 富士・東部地域県民センター	
監査対象期間	平成25年7月～平成26年6月	
監査実施日	平成26年9月25日、10月24日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 2件（給与1、財産1）</p> <p>1) 平成25年12月分の給与が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。 （合計 93,000円）</p> <p>2) 建物管理者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、建築物環境衛生管理技術者が変更となった場合には所管する保健所に変更届を提出することとなっているが、監査日現在、届出がなされていない。</p>	<p>1) 当センターで給与事務を所管している所属職員について、給与等口座振込依頼書を確認し、現金支給を選択している職員に対し、口座振込への変更をお願いした。併せて、所得税の還付明細書が作成された段階で、事務担当者において「還付方法欄」のチェックを行い、還付漏れが生じないように再発防止に努める。</p> <p>2) 富士・東部保健福祉事務所衛生課の指導により予備監査があった翌日の9月26日に変更届を提出した。 これまでは庁舎管理にかかる各種届出点検表により確認していたが、「建築物環境衛生管理技術者選任・届出」に関する記載がなかったことが未届けの原因と考えられるため、点検表に追記した。併せて、担当内で点検表を共有、確認し合うことにより、届出漏れを防ぐ。</p>

監査対象所属	企画県民部 富士山科学研究所	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月31日、12月1日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（収入1）</p> <p>1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使</p>	<p>1) 自動販売機の行政財産使用料調定について</p>

<p>用料について、調定が遅延していた。 (合計 22,634円)</p>	<p>は、年度当初においてすべきところ失念し、8月に調定処理を行っていた。今後このようなことがないように、一層留意して調定業務を行う。</p>
---	---

監査対象所属	企画県民部 県民生活センター
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月4日、平成27年1月27日
監査の結果	
講じた措置 (又は今後の方針等)	
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 平成26年度弁護士相談業務に係る委託契約書において、委託料の年額の記載に誤りがあった。 また、取引に係る消費税及び特別地方消費税相当額に金額が記入されていなかった。</p>	<p>1) 契約時の内容確認が不十分であったため、今後は契約事務の適正な執行に努める。契約書については、訂正を行った。</p>

監査対象所属	総務部 総合県税事務所																																												
監査対象期間	平成25年9月～平成26年8月																																												
監査実施日	平成26年11月6日、平成26年12月18日																																												
監査の結果																																													
講じた措置 (又は今後の方針等)																																													
<p>(指導事項) 2件 (収入1、給与1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>	<p>1) 毎年度策定している「税収確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額縮減を目標に掲げ、職員一丸となって次のとおり取り組んでいる。</p> <p>① 課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ収納の利用拡大や夜間の納税相談の実施など、納税環境の充実にも努めている。また、未納者に対しては、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。</p> <p>② 滞納者への対策としては、早めに文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差し押さえと迅速な換価、インターネット公売、不動産公売の実施など、滞納整理の一層の強化にも努めている。特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。</p> <p>③ 県税の滞納額の8割を占める個人県民税対策については、今年度の組織再編により、地方税滞納整理推進機構を県税事務所に移管し、市町村支援の一体化を図って、市町村との共同文書催告や、合同研修、合同不動産公売のほか、県が引き継いで滞納</p>																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">県税過年度分</th> </tr> <tr> <th></th> <th>科目</th> <th>平成25年度決算時</th> <th>平成26年10月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">間 接 税</td> <td>ゴルフ場利用税</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>軽油引取税</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>県たばこ税</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">直 接 税</td> <td>個人県民税</td> <td style="text-align: right;">1,866,907,236</td> <td style="text-align: right;">1,568,193,949</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td style="text-align: right;">24,089,549</td> <td style="text-align: right;">14,628,075</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td style="text-align: right;">37,543,513</td> <td style="text-align: right;">28,310,930</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td style="text-align: right;">37,519,741</td> <td style="text-align: right;">24,066,426</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td style="text-align: right;">173,685,807</td> <td style="text-align: right;">122,794,568</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td style="text-align: right;">242,274,811</td> <td style="text-align: right;">172,015,163</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉾区税</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">2,382,020,657</td> <td style="text-align: right;">1,930,009,111</td> </tr> </tbody> </table>		県税過年度分				科目	平成25年度決算時	平成26年10月末現在	間 接 税	ゴルフ場利用税	0	0	軽油引取税	0	0	県たばこ税	0	0	直 接 税	個人県民税	1,866,907,236	1,568,193,949	法人県民税	24,089,549	14,628,075	個人事業税	37,543,513	28,310,930	法人事業税	37,519,741	24,066,426	不動産取得税	173,685,807	122,794,568	自動車税	242,274,811	172,015,163		鉾区税	0	0		合計	2,382,020,657	1,930,009,111
県税過年度分																																													
	科目	平成25年度決算時	平成26年10月末現在																																										
間 接 税	ゴルフ場利用税	0	0																																										
	軽油引取税	0	0																																										
	県たばこ税	0	0																																										
直 接 税	個人県民税	1,866,907,236	1,568,193,949																																										
	法人県民税	24,089,549	14,628,075																																										
	個人事業税	37,543,513	28,310,930																																										
	法人事業税	37,519,741	24,066,426																																										
	不動産取得税	173,685,807	122,794,568																																										
	自動車税	242,274,811	172,015,163																																										
	鉾区税	0	0																																										
	合計	2,382,020,657	1,930,009,111																																										

<p>2) 臨時職員の欠勤に伴う賃金の減額について、欠勤時間に1時間未満の端数が生じた場合には、その端数が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間として計算することとなっているが、45分の欠勤時間について端数を処理しないまま支払いを行っていたため、減額が過少となっていた。</p>	<p>整理を行う「地方税法第48条による直接収納」や個人県民税の特別徴収の推進などの取り組みを行っている。また、新規事業として、市町村へ職員を派遣し、派遣先市町村の職員とともに個人県民税を含む市町村税の滞納整理を行い、これらの取り組みを通じて個人県民税の徴収強化に努めている。</p> <p>2) 賃金の減額分を再計算し、該当職員から過払分のれい入処理を行った。今後、なお一層関係法令等を確認し、適切な事務処理に努めていく。</p>
--	--

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所（本所）	
監査対象期間	平成25年7月～平成26年6月	
監査実施日	平成26年9月26日、10月29日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>（指導事項） 3件（収入1、財産2）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 5,809,598円 平成26年度分 55,200円 合計 先数 5件 5,864,798円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 83,854,314円 平成26年度分 1,483,221円 合計 先数 163件 85,337,535円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 598,797円 平成26年度分 1,151円 合計 先数 28件 599,948円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 10,530,137円 平成26年度分 24,149円 合計 先数 14件 10,554,286円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 6件 274,929円</p> <p>⑤母子福祉資金違約金 過年度分 先数 5件 45,681円</p>	<p>1) 収入未済について</p> <p>長期未償還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問127回、電話264回、手紙255回、住所調査12回、来所36回の延べ694回滞納者や連帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じたきめ細かな償還指導を行う。</p> <p>[一般会計]</p> <p>括弧内は指摘を受けた収入未済（平成26年9月26日現在）と平成27年2月27日現在との比較。以下同じ。</p> <p>① 父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 5,664,500円（△145,098円） 平成26年度分 55,200円（増減なし） 合計 5,719,700円（△145,098円）</p> <p>[特別会計]</p> <p>① 母子福祉資金貸付金償還金[元金] 過年度分 80,796,261円 平成26年度分 1,115,847円 合計 81,912,108円（△3,425,427円）</p> <p>② 母子福祉資金貸付金償還金[利子] 過年度分 523,956円（△74,841円） 平成26年度分 832円（△319円）</p>	

<p>2) 公有財産の使用許可事務において、平成26年4月から使用許可期間を更新したものが2件あったが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。</p> <p>3) 建物内の事務室に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。また、許可指令書に規定を追加する変更使用許可も行われていなかった。</p>	<p>合計 524,788 円 (△75,160 円)</p> <p>③ 寡婦福祉資金貸付金償還金[元金] 過年度分 10,249,370 円 (△280,767 円) 平成26年度分 15,149 円 (△9,000 円) 合計 10,264,519 円 (△289,767 円)</p> <p>④ 寡婦福祉資金貸付金償還金[利子] 過年度分 225,696 円 (△49,223 円)</p> <p>⑤ 母子福祉資金違約金 過年度分 41,681 円 (△4,000 円)</p> <p>2) 対象の2件について、直ちに移動報告書を提出した。</p> <p>3) 対象となる使用許可1件について直ちに指令書に条項を追加して変更使用許可を行った。</p>
---	--

監査対象所属	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	平成25年7月～平成26年6月
監査実施日	平成26年9月26日、10月23日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 1件 604,800 円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 9,245,174 円 平成26年度分 215,748 円 合計 先数 28件 9,460,922 円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 3件 182,100 円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 1,686,900 円 平成26年度分 1,562 円 合計 先数 2件 1,688,462 円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 平成26年度分 先数 1件 67 円</p>	<p>1) 母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済については、郵送、電話、訪問等により現況確認を行い、今後の償還計画を作成し、現金又は納付書により毎月償還するよう指導を行っている。所在不明の滞納者については、償還指導継続のため、住民票等の確認により転出先の調査を実施している。</p> <p>また、失業等により収入が少ないため償還困難なケースについては、市、ハローワーク、フードバンク等と連携し、支援を行っている。</p> <p>○収入未済の状況 (H27.2.28 現在)</p> <p>[一般会計]</p> <p>① 父子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分収納額 100,800 円 未収 先数 1件 504,000 円</p> <p>[特別会計]</p> <p>① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分収納額 750,116 円 平成26年度分収納額 23,791 円</p>

	未収 先数 20件 8,687,015円 ② 母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分収納額 0円 未収 先数 3件 182,100円 ③ 寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分収納額 121,000円 平成26年度分収納額 1,562円 未収 先数 1件 1,565,900円 ④ 寡婦福祉資金貸付金償還金(利子) 平成26年度分収納額 67円 未収 先数 0件 0円
--	--

監査対象所属	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	平成25年7月～平成26年6月
監査実施日	平成26年9月18日、10月16日
監査の結果	
<p>(指導事項) 2件 (収入1、支出1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 24,194,651円 平成26年度分 423,218円 合計 先数 25件 24,617,869円</p> <p>②住宅手当緊急特別措置事業返還金 過年度分 先数 1件 16,200円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 4,092,214円 平成26年度分 118,930円 合計 先数 15件 4,211,144円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 2件 87,412円</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p> <p>1) 指導事項に係る収入未済額については、次の措置を講じており、引き続き収入未済額の縮小に向け取組みを強化していく。</p> <p>[一般会計]</p> <p>① 生活保護費返還金については、平成18年の出先機関の再編により、他の保健福祉事務所から当事務所に引き継がれた債権が多い中、過年度分の債権から回収に努めているところである。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めている。また、回収が困難な債権については、債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収にあたっている。</p> <p>今年度中の回収状況は次のとおりである。 (H27.2月末日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度分未収金 先22件 23,983,161円 → 債権回収額 先数6件 282,290円 ・平成26年度分未収金 先9件 3,154,542円 → 債権回収額 先数5件 20,920円 <p>なお、時効の成立により債権が消滅したものは、不納欠損の手続きを年1回程度、福祉保健総務課に協議しながら行っている。 (H26 不納欠損額 先数7件 12,692,544円)</p> <p>② 住宅手当緊急特別措置事業返還金については、債務者の理解がなかなか得られないため、回収が困難な状況であるが、引き続き債権回収に努める。</p> <p>[特別会計]</p>

<p>2) 母子福祉資金において、子が借受者となる貸付の事務手続きに次のとおり不備があった。</p> <p>① 貸付申請書において、母が連帯借受者及び連帯保証人となっており、母を連帯保証人としている借用証書と内容が一致していなかった。</p> <p>② 貸付時点の貸付基準では、子が借受者で母が法定代理人及び連帯保証人の場合には特別代理人の同意を得ることと定められているが、この手続きがなされていなかった。</p>	<p>① 母子福祉資金貸付金の収入未済については、償還計画に基づく償還が困難となり納付が遅れた償還者に対しては、面談による償還指導を行っている。また、必要に応じ分納等の指導を行い、「支払計画書」を徴している。</p> <p>新たな未収金を発生させない対策としては、貸付の前に、借受人の償還時の収支の把握を行なうなど、貸付の審査の強化も図っている。</p> <p>今年度中の回収状況は次のとおりである。(H27.2月末日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度分未収金 3,842,512円(先数10件) → 債権回収額 657,636円(うち1件は完納) ・平成26年度分未収金 517,101円(先数9件) → 債権回収額 0円 <p>2) 母子福祉資金の貸付の事務手続きについて</p> <p>① 現在、子が借受者となる事案が出てきた時は、債権管理上、連帯借受者は法定代理人に、連帯保証人は第三者にするという運用をしている。</p> <p>② 当時の「山梨県母子寡婦福祉資金貸付基準」では、子が借受者となり母が連帯保証人となるときは、特別代理人の同意を得ることと規定されていたが、実際にはこのような場合、裁判所では特別代理人の選定を行わないため、本課に基準の見直しをお願いし、現在、その規定は削除されている。</p> <p>事務処理については、チェックリストを最新の規定に準拠するよう修正し、手続きの適正化に努めている。</p>
---	---

監査対象所属	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所	
監査対象期間	平成25年7月～平成26年6月	
監査実施日	平成26年9月29日、11月11日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>(指摘事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 昨年度の定例監査において自動販売機の設置を目的とした行政財産使用許可に係る使用料を家屋貸付料(自動販売機)として誤った科目で収入していたことについて指導事項となり、その改善措置として適正な収入科目に更正する旨の報告があったが、今年度の監査で確認したところ科目更正の手続きが行われていなかった。</p> <p>2) 昨年度の定例監査において、公用車用燃料に係る契約は単価契約であるが、違約金条項</p>		<p>1) 監査での指摘を受け、更正先科目を確認していたが、更正処理を失念してしまい、年度内での更正ができなくなってしまった。</p> <p>今後は監査において指摘・指導された事項については、速やかに改善を図るとともに、複数によるチェック体制や事務処理の進捗を把握していくことで再発防止に努める。</p> <p>2) 契約締結時、前年度の違約金条項訂正前の契約書を参考に契約書を作成してしまい、違</p>

の記載内容が単価契約のものとなっていなかったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても昨年度と同様に、単価契約の公用車用燃料の購入に係る契約書において、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっておらず、昨年度指導事項としたことが改善されていなかった。

(指導事項) 3件 (収入1、給与1、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

- ①父子福祉資金貸付金償還金
過年度分 先数 1件 166,200円
- ②生活保護費返還金
過年度分 先数 5件 3,419,481円

[特別会計]

- ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 20,924,552円
平成26年度分 338,069円
合計 先数 50件 21,262,621円
- ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 331,026円
平成26年度分 728円
合計 先数11件 331,754円
- ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 先数 6件 3,184,707円
- ④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 6件 173,009円

約金に関する条項が不適切な記載となっていました。

監査結果を踏まえ、違約金条項を適切な記載に改めるとともに、再発防止策として、契約締結の際には全庁共有の雛形を参考とする等、契約事務の適正化に努める。

1) 歳入についての措置状況 (H27.3.17現在)

[一般会計]

- ① 父子福祉資金貸付金償還金
過年度分 先数1件 86,200円
(△80,000円)
- ② 生活保護費返還金
過年度分 先数5件 3,370,962円
(△48,519円)

[特別会計]

- ① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分20,010,092円 (△914,460円)
H26年度分 329,949円 (△8,120円)
合計 先数47件 20,340,041円
(△922,580円)
- ② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 328,785円(△2,241円)
H26年度分 0円 (△728円)
合計先数 9件328,785円 (△2,969円)
- ③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 先数 4件 2,772,799円
(△411,908円)
- ④ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 4件 143,789円
(△29,220円)

※監査時以降減額計 △1,495,196円

母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金については、文書や訪問による償還指導、連帯保証人や連帯借受人への協力依頼等を行くとともに、「債権回収処理マニュアル」に沿って、債務承認等で、適宜、時効中断も図りながら、収入未済金の縮減に努めた。今後も継続して取り組む。

生活保護費返還金については、収入未済とはいえ、生活保護費の不正受給の防止に取り組んだ成果でもある。同じく「債権回収処理マニュアル」に沿って、文書や訪問、分納誓約などで、適宜、時効中断も図りながら計画的返還を進めた。今後も継続して、回収に努める。

<p>2) 3月末で支給すべき事由が消滅した2, 3月分の児童手当は、「山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則」により4月8日に支給することとされているが、支払いがされていなかった。(1件20,000円)</p> <p>また、当所の出納閉鎖期間中に支払いが行えなかったことから異動先において、支払いがされていた。</p> <p>3) 公有財産の使用許可事務において、平成26年4月から貸付料の改定及び使用許可期間の更新を行っているが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが5件あった。</p>	<p>2) 年度末の3月中に、支給要件消滅対象者のリストアップを、業務スケジュールに入れた。</p> <p>規則を熟知し、再発防止に努めていく。</p> <p>3) 指導を受け、直ちに移動報告を行った。</p> <p>また、使用許可の起案に、移動報告案も添付することとした。</p>
--	---

監査対象所属	福祉保健部 女性相談所	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月26日、平成27年1月20日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 駐車場料金について変更があった職員の通勤手当の認定において、変更のための通勤届を提出させることなく、変更前の通勤届に変更内容を加筆することにより通勤手当額の確認及び決定が行われていた。</p> <p>また、決定事項欄に手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離が記入されていなかった。</p>	<p>1) 指導事項内容とその原因について職員間で共有し、再発防止策を講じた。</p> <p>本事務処理において、根拠を確認することなく前年踏襲で行ってきたため、年度途中の交通手段変更(駐車場料金の変更)については、口答で受けた変更内容を赴任時に提出した通勤届出用紙に担当者が追記し処理をしていた。</p> <p>指導事項に該当する今年度の2件は通勤届出を再提出させ、改めて通勤手当額を決定した。</p> <p>また、今後の再発防止に向け、確認事項を通勤届出保存ファイルに貼付した。</p>

監査対象所属	福祉保健部 中央児童相談所	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月2日、平成27年2月4日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 福祉プラザ清掃業務委託負担金(平成26年2月分)について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。</p>	<p>1) 今後は収納確認を適切に行い「山梨県税外収入督促及び滞納処分に関する規則」に基づき、期限内に督促状の発付を行う。</p>

監査対象所属	福祉保健部 都留児童相談所	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	

監査実施日	平成26年12月5日、平成27年2月2日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 3件（収入1、給与1、物品1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金 過年度分 先数 1件 84,280円</p> <p>2) 平成26年2月1日に認定し、同月から支給されるべき扶養手当について、人事給与システムへの入力が遅れたことにより、2月及び3月分の扶養手当と地域手当が、平成26年4月に現金で支給されていた。</p> <p>3) 賃借物品である電解水生成装置及び軟水器について再リースしているが、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) 一時保護委託費（被虐待児受入加算分）の過払い事案であり、今年度においても納付書等を付し、返還督促を行ったが、債務者の理解が得られておらず、現在も収入未済の状況が続いている。 今後も、継続的に債務者への説得及び返還督促を実施することとし、収入未済の解消に努める。</p> <p>2) 手当認定後、人事給与システムへの入力作業が遅れたことが原因である。 今後は、手当の認定があった際、速やかに人事給与システムへの入力作業を行うとともに、システムより確認票を打ち出し、所長・次長に確認をしてもらうチェック体制を整え、同様の事例の発生防止に努める。</p> <p>3) 平成25年度における当該賃借物品の占有物品受入調書、及び占有物品払出調書と、平成26年度における占有物品受入調書はすでに作成した。 今後は占有物品受入調書、及び占有物品払出調書の作成について、失念することがないように、物品管理システムより調書を打ち出し、所長・次長に確認をもらうチェック体制を整え、同様の事例の発生防止に努める。</p>

監査対象所属	福祉保健部 甲陽学園	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月26日、平成27年1月27日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指摘事項) 1件（支出1）</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、資金前渡で支出した研修負担金について、精算が遅延しているものがあったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても昨年度と同様に資金前渡で支出した治療機関・施設専門研修に係る負担金の精算が遅延しているものがあり、資金前渡の精算事務が改善されていなかった。</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があっ</p>	<p>1) 昨年度の指導事項と同様な事態が起こってしまったことを重大な問題と受け止め、資金前渡の精算が遅延することのないよう、領収書等の取扱いに関して職員全体会議において全職員に周知、徹底した。 事務処理に当たっては、事務処理ミス研修マニュアルを確認するとともに、職員相互のチェック体制を確立する。 また、財務規則上の事務処理に当たって、疑義があるものについては、必ず、出納局管理課又は峡南地域県民センター会計スタッフに確認し、誤りのない処理を行う。</p> <p>1) 児童福祉施設費負担金については、文書、</p>

た。 児童福祉施設費負担金 過年度分 611,815円 平成26年度分 37,193円 合計 先数 6件 649,008円	電話、訪問により回収に努めており、債務者の生活状況によっては分割納付についても指導している。 また、納期限を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を発付し、適正な債権管理を図る。 平成26年度収入未済額 (平成27年2月現在) 過年度分 611,815円 平成26年度分 37,193円 合計 先数 6件 649,008円
---	--

監査対象所属	福祉保健部 こころの発達総合支援センター	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月4日、平成27年2月4日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
	(指導事項) 1件 (物品1) 1) 賃借物品である外来診察用パソコン等について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。	1) 賃借物品のリース期間に応じた占有物品受入調書を作成した。今後は財務規則の周知を図り、規則に基づく適正な事務処理に努める。

監査対象所属	福祉保健部 あげぼの医療福祉センター	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月3日、平成27年1月21日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
	(指摘事項) 2件 (財産1、その他1) 1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日(12月)現在、実施されていなかった。 2) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多数あった。 指導事項 7件 (収入1、支出2、給与1、物品2、重点事項1) ①歳入について、次のとおり収入未済があった。 ア 児童福祉施設費負担金	1) 前回の機器点検は平成26年3月であったことから、9月中には実施すべきであったが、法令の理解不足から契約行為が遅れてしまった。指摘後、業者と保守点検委託契約を締結し、機器点検を実施した。今後は、法で定める6ヶ月ごとの点検周期に留意し、年間行事予定表に点検の予定を記載して執行に漏れないように努める。 2) 指導事項の各項目については、速やかに対処するとともに、再発防止に向け、全職員に周知し、注意喚起を図った。今後は、適正な事務処理を遂行するため、執行管理の徹底及びチェック体制の強化を図るとともに、時間的に余裕を持って業務が行えるよう、事務事業の簡素・効率化について継続的に検討し、業務改善を推進する。 ① 収入未済について 平成27年3月18日現在の未収金は次のとおり

<p>過年度分 1,722,636円 平成26年度分 132,000円 合計 先数 6件 1,854,636円</p> <p>イ あげぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,647,005円 平成26年度分 1,773,514円 合計 先数 34件 4,420,519円</p> <p>② 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。</p> <p>③ 甲種防火管理者新規講習に係る経費として支出した前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。</p> <p>④ 通勤手当の認定において、JR利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合には、通勤手当認定簿（第2号様式）を使用して認定すべきところ、通勤届（第1号様式）で認定されていた。</p> <p>⑤ 人工呼吸器などの賃借物品である機器について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p> <p>⑥ 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、成人寮の指定管理者が管理している備品の現品確認が行われていなかった。</p> <p>⑦ 住居手当の認定において、住居手当支給上の家賃に含まれない駐車場代等が家賃に含まれている場合には、家主等に家賃の内訳を確認する必要があるが、確認がされていないものがあった。</p>	<p>ア 児童福祉施設費負担金 過年度分 1,664,136円 平成26年度分 274,780円 合計 先数 6件 1,938,916円</p> <p>イ あげぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,087,642円 平成26年度分 1,577,606円 合計 先数 18件 3,665,248円</p> <p>収入未済の解決に向け、従前から電話による督促はもとより保護者の面会時、家庭訪問時を利用し督促指導を行ってきた。債務者ごとの未収金管理簿等で債務状況を整理し、具体的な納付方法について協議するなど、適切な管理に努めている。負担の公平性の観点からも、今後とも入所措置決定機関等との連携を図りながら、引き続き保護者の理解を求めていく。</p> <p>② 適正に納品されたことを確認し、検収調書を作成済みである。</p> <p>③ 年度当初の多忙期であったこと、担当が事務処理に不慣れであったことから、精算期限を超過してしまった。今後は、一覧表で管理し、精算期限を厳守していく。</p> <p>④ 第2号様式を作成し、認定を行った。今後、通勤手当支給の際、公共交通機関利用者については特に留意する。</p> <p>⑤ 賃借物品について、漏れのないよう確認を行い、調書を作成済みである。</p> <p>⑥ 平成26年4月4日に備品の現品確認を行った。</p> <p>⑦ それぞれ貸出人に対し再確認を行い、家賃に駐車場代等が含まれないことを確認した旨を賃貸契約書に記載した。確認をした事項については、必ず書面に記載し添付するよう各職員に対し指導を行っていく。</p>
---	---

監査対象所属	福祉保健部 育精福祉センター	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月2日、平成27年1月30日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指摘事項)

1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多数あった。

指導事項 8件 (収入1、支出1、給与1、物品2、財産1、契約2)

①歳入について、次のとおり収入未済があった。

ア 児童福祉施設費負担金
過年度分 740,230円
平成26年度分 243,540円
合計 先数 12件 983,770円

イ 育精福祉センター使用料
過年度分 349,700円
平成26年度分 4,600円
合計 先数 2件 354,300円

ウ 雑入
過年度分 14,874円
平成26年度分 19,059円
合計 先数 3件 33,933円

エ 違約金及び延納利息
平成26年度分 先数1件 1,815,336円

1) 指摘を受けた事項のうち、検査検収漏れなどの即座に対応できるものについては、早急に改善を図ったが、収入未済の改善などについては、滞納者の経済、家庭状況などに左右されるものであり、また、不急不要の往復葉書購入などについては、有効活用に努めていくなど、改善に向けて継続的な取り組みを行っていく。今後は「事務処理ミス等の再発防止に向けた対策」等になって適切な事務処理に努める。

各事項の措置について

① 平成27年3月11日現在の収入未済額は、

ア 児童福祉施設費負担金
過年度分 726,730円
平成26年度分 239,140円
合計 先数12件 965,870円
(17,900円の減)

イ 育精福祉センター使用料
過年度分 349,700円
平成26年度分 0円
合計 先数 1件 349,700円
(4,600円の減)

ウ 雑入
過年度分 14,874円
平成26年度分 0円
合計 先数 3件 14,870円
(19,063円の減)

エ 違約金及び延納利息
平成26年度分 先数 1件
1,815,336円(増減なし)

であり、督促状発付はもとより、家庭状況に配慮しながら、個別の電話連絡、自宅訪問、来所の際の面談、催告文書の送付などの取り組みの成果が現れたものとなっている。

収入未済の発生する要因としては、

- a 従来保護者負担額がなかったが、今年度において新たに負担額が課されることになったことによるもの
- b 保護者の浪費癖によるもの
- c 保護者の体調不良による休職によるもの
- d 措置入所という行政処分に対して納得していない保護者によるもの

が大きな比重を占め、cについては、保護者の体調の回復を待つほかない。a、b及びdについては負担金等の納付につ

<p>② 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。</p> <p>また、非常用予備発電装置の消防点検に係る委託料の支払を行う際、業務完了報告書に検査・検収が行われていなかった。</p> <p>③ 平成26年5月に報酬や賃金から控除し、雑部金に一時保管していた所得税の納付が遅延していた。</p> <p>④ 郵便切手類受払簿において、平成26年1月の残枚数と2月の前月からの繰越枚数が相違していた。また、3月に購入した2円切手500枚が受払簿に記載されていなかった。</p> <p>⑤ 平成26年5月に往復はがき100枚を購入していたが、使用する見込みのない往復はがきであり、監査日現在全く使用されていなかった。</p> <p>⑥ 公有財産の使用許可事務において、平成26年4月から期間を更新したものがあつたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。</p> <p>⑦ モップ・マットの賃貸借に係る契約は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>⑧ 火災報知設備等保守点検業務委託契約において、契約書に定められている業務主任技術者の通知及び業務工程表の提出がされていなかった。</p>	<p>いて、保護者の理解を得るべく粘り強く働きかけを行う。</p> <p>また、違約金及び延納利息については、業務委託に係る業務継続不能によるもので、債務者にあつては、現在破産手続き中であり、破産手続きに参加し、今後の動向について注視して行く。</p> <p>② 前金払いによる新聞紙購入にかかる検収調書未作成については、早速調書を作成した。</p> <p>今後、既存の財務会計関係の例規、通知等の習熟を心がけることはもとより、新規の例規、通知等へ細心の注意を向けることにより再発を防ぐ。</p> <p>非常用予備発電装置の消防点検に係る委託料支払の際、業務完了報告書に検査・検収が漏れていたことについては、所要の検収を行った。</p> <p>今後、自ら作成した書類へのセルフチェックはもとより、組織としてのチェックをしっかりと行く。</p> <p>③ 今後このようなミスがないよう迅速な事務処理を徹底する。</p> <p>④ 帳簿について所要の訂正を行った。</p> <p>今後、担当者の記帳後、もう一度別の者がチェックするという体制の徹底により再発を防止することとする。</p> <p>⑤ 所属内に往復はがきの活用を呼びかける等、有効活用に努める。</p> <p>今後は既往の使用実績を精査し、郵便物を使用する業務を把握することなどにより、厳密な使用見込の積算を徹底する。</p> <p>⑥ 山梨県公有財産事務取扱規則第50条に基づき移動報告を行った。</p> <p>今後は、公有財産例規に基づく迅速な事務処理を徹底する。</p> <p>⑦ 当該条項を単価契約のものとする変更契約を締結した。</p> <p>今後、契約書の条項に基づく適正な処理を徹底して行く。</p> <p>⑧ 所要の書類を提出させた。</p> <p>今後、契約書の条項に基づく適正な処理を徹底して行く。</p>
--	--

監査対象所属	福祉保健部 衛生環境研究所	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月18日、平成27年1月20日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（契約1）</p> <p>1）業務委託契約書の記載内容に不備な点が次のとおりあった。</p> <p>① 一般廃棄物処理委託契約外5件は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>② 産業廃棄物（廃油）処理委託契約書及びモニタリングポストの売買契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>③ 産業廃棄物（廃油）収集・運搬委託契約書に収入印紙が貼付されていなかった。</p> <p>また、一般廃棄物処理委託契約書に貼付すべき収入印紙の金額に誤り（不足）があった。</p> <p>④ 産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書外3件について、条項の番号が相違しているものなど条項の規定に不備があった。</p>	<p>1）契約書の記載内容について</p> <p>① 予定数量から業務終了済数量を除いた金額に対する違約金となるよう、委託業者と変更契約書を締結した。</p> <p>② 産業廃棄物（廃油）処理委託契約について、違約金条項を追加する内容の変更契約書を委託業者と締結した。執行済の売買契約書については、今後入札による同様の契約書作成時に内容を十分確認する。</p> <p>③ 不足分の収入印紙について、委託業者に依頼し貼付した。</p> <p>④ 産業廃棄物（廃油）処分委託契約については、条項番号を正しいものに変更する変更契約書を委託業者と締結した。その他については、次年度契約時に適正な内容の契約書を作成する。</p> <p>今後はチェック機能を強化するとともに、財務規則等関係法令に則り適正な契約事務の執行に努める。</p>

監査対象所属	産業労働部 山梨県工業技術センター	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月21日、11月21日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 2件（支出2）</p> <p>1）平成25年度の意匠出願に要する経費について、特許事務所からの請求書を10月と3月に受理していたが、出納整理期間中に支払いがされておらず、平成26年度予算から平成26年5月に支払いされていた。</p> <p>2）第65回日本生物工学会大会の参加に要する経費として支出した前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。</p>	<p>1）今回の事案は、意匠出願手続の起案時に通常どおり、総務課職員への回議がされていれば未然に防げた事例でもあり、特許意匠手続用のチェックシートを作成するなど、管理体制の強化を図ったところである。今後、このような事案が発生しないよう努めていく。</p> <p>2）今回の事例を受け、各研究員に当該事例を説明し、帰庁後、直ぐに経理担当者へ領収書を提出するよう周知徹底を図ったところである。今後は、資金前度の都度、経理担当者と研究員との確認をしっかりと行うなど、事務処理に遺漏のないよう努めていく。</p>

監査対象所属	産業労働部 山梨県富士工業技術センター	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月23日、11月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 特殊勤務手当(有害薬物取扱手当)が支給されていないものがあった。</p>	<p>1) 指導を受け、11月に当該手当を支給した。以後、複数職員によるチェックを徹底している。</p>
--	--

監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月21日、11月21日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 平成25年7月分の授業用インターネット回線利用料については、年1回支払うこととなっているドメイン更新料も合わせて請求があったが、ドメイン更新料の支払い手続きを行わなかったため、公共料金資金前渡口座へ請求額より少ない金額が入金され、残高不足のため口座振替が不能となり、支払いが遅延していた。その結果、延滞利息が発生していた。</p>	<p>1) 財務書類作成には慎重を期すとともに、所属内でのチェックを強化している。</p> <p>また、口座振替日の後、速やかに記帳し、間違いなく口座引き落としがされたか確認している。</p> <p>定期的に支出する経費について、金額、起案日、支払日等をチェックする一覧表を作成して執行管理を行うなど、今後も適正な事務処理に心がける。</p>	

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月22日、11月25日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 3件 (収入1、支出1、給与1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料 過年度分 先4件 1,183,250円</p> <p>2) 都留キャンパスの平成25年12月分電気料の支払が遅延し、遅延利息が発生していた。</p> <p>3) 源泉所得税の過誤納があり、山梨税務署に過誤納額還付請求をした際、雑部金として収</p>	<p>1) 訪問や催告書の送付などにより回収を進め、予備監査時点で1,183,250円であった未収金は、平成26年度末で次のとおり。</p> <p>授業料 過年度分 先数4件1,095,000円 今後も継続して回収に努める。</p> <p>2) 電気料支払いの支出命令を作成したものの、納付書を銀行へ持ち込んで支払うことを忘れたために生じた事務処理ミスである。請求書の受理から納付書の銀行への持ち込みまでの一連の事務手続きを可視化して複数人のチェックがされていれば防ぐことができた。</p> <p>そのため、次の2点の改善を行い、事務処理の遅れが生じないような体制を取った。</p> <p>① 支払い案内書で支払いをしていた公共料金を口座振替による支払い方法へ変更</p> <p>② 毎月の定例支出業務に処理点検表を作成し、他の職員の目に届く場所におく</p> <p>3) 過誤納した所得税を還付する際の手続きについて、出納局等に相談しないまま事務処理</p>	

納すべきであったが、調定伺いを作成しないまま給与の資金前渡職員口座に還付を受けていた。(合計 35,967 円)	を行ったことによって発生した事務処理ミスである。今後還付するケースがある場合には、出納局等に事務処理方法を十分に確認したうえで還付するよう、職員に徹底した。
--	--

監査対象所属	農政部 水産技術センター	
監査対象期間	平成 25 年 8 月～平成 26 年 7 月	
監査実施日	平成 26 年 10 月 16 日、11 月 17 日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
	<p>(指導事項) 1 件 (財産 1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 5 筆</p>	<p>1) 未登記 5 筆のうち、3 筆は買収当時 (昭和 47 年前後) 相続絡みで未登記になっていたものであり、以後も多くの相続人が死亡しており権利関係が錯綜している。 残り 2 筆は民間会社から買収したものであるが、すでに倒産しており連絡が取れない状態である。 買収から 40 年余りが経過して状況の把握が非常に困難であるが、未登記の解消に向け権利関係者の調査等を継続して実施する。</p>

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター (病虫害防除所)	
監査対象期間	平成 25 年 8 月～平成 26 年 7 月	
監査実施日	平成 26 年 10 月 17 日、11 月 18 日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
	<p>(指導事項) 3 件 (収入 1、給与 2)</p> <p>1) 平成 25 年度末の生産物の売払い収入について、納期限を指定せずに調定伺いを作成したことにより、納入通知書の納期限が財務会計システムの既定値 (出納閉鎖期間後の期日) で発行されたため、年度を超えた収入となり、年度末において 352,144 円の収入未済となっていた。</p> <p>2) JR 定期券利用者の通勤手当について、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率変更に伴う通勤手当の改定がされておらず支給不足となっていた。</p> <p>3) 臨時職員 (日々雇用) の賃金に係る源泉所得税について、源泉徴収税額表の月額表を適用すべきところ日額表を適用したため、源泉徴収が行われていなかった。</p>	<p>1) 年度末の調定の際には、納期限を空欄とせずに必ず会計年度内に収入となる日を納期限に設定するとともに、この引き継ぎを徹底する。</p> <p>2) 平成 26 年 10 月 15 日に人事給与システムにて該当職員の通勤手当のデータを修正し、平成 26 年 11 月 14 日に不足分を現金支給した。</p> <p>3) 臨時職員 (日々雇用) の賃金に係る源泉所得税について</p> <p>① 2 ヶ月を超えて雇用する日々雇用職員の所得税の徴収について、甲府税務署に正しい所得税の考え方を確認し、これまで活用していた賃金計算用の表を修正し、関係職員に周知した。</p> <p>② 甲府税務署と協議の上、未納となった平成 22 年から 26 年 6 月支給分までの所得税 2,033,122 円を県が源泉徴収義務者として</p>

	<p>平成 27 年 1 月 13 日に一括納付した。</p> <p>③ 未徴収だった所得税 2,033,122 円について、2 月 15 日から 21 日まで説明会を開催し、納入依頼及び事後処理等を説明した。</p> <p>④ 平成 27 年 2 月 16 日に課税対象者に対し所得税分の調定を行い、3 月 9 日までに納入が完了した。</p>
--	---

監査対象所属	農政部 果樹試験場	
監査対象期間	平成 25 年 8 月～平成 26 年 7 月	
監査実施日	平成 26 年 10 月 17 日、11 月 17 日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 2 件（財産 1、重点事項 1）</p> <p>1) 公有財産の使用許可事務において、平成 26 年 4 月から使用許可期間を更新したものがあつたが、公有財産事務取扱規則第 50 条第 2 項に定める移動報告がなされていなかった。</p> <p>2) 別居の父母に係る扶養手当について、6 か月に一度程度実施する送金事実の確認事務が、適正に行われず、送金等の事実を証明する書類の写しが未提出で、送金等の状況が不明のまま手当が支給されていた。</p>	<p>1) 公有財産事務取扱規則第 50 条第 2 項により、平成 26 年 10 月 21 日に管財課へ報告した。今後は適正に処理する。</p> <p>2) 今後は毎月送金書の写しを確認する。</p>

監査対象所属	農政部 畜産試験場	
監査対象期間	平成 25 年 8 月～平成 26 年 7 月	
監査実施日	平成 26 年 10 月 21 日、11 月 27 日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1 件（契約 1）</p> <p>1) 清掃業務委託契約書の記載内容に不備な点が次のとおりあつた。</p> <p>① 第 4 条において清掃業務と異なる業務に対して委託料を支払う規定になっていた。また引用条文に誤りがあつた。</p> <p>② 第 5 条において委託料ではない売買代金の支払いについて規定されていた。</p>	<p>1) 契約時の内容確認が不十分であつたため、今後は厳正に条文の内容を確認することとし、併せて支出書類回議の際のチェック機能も更に強化していく。</p>

監査対象所属	農政部 酪農試験場	
監査対象期間	平成 25 年 8 月～平成 26 年 7 月	
監査実施日	平成 26 年 10 月 22 日、11 月 21 日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指摘事項） 1 件（収入 1）</p> <p>1) 電柱等の設置を目的とした土地の継続使用許可に係る平成 26 年度の行政財産使用料について、収入の手続きが行われていないものが 7 件あつた。（合計 133,210 円）</p>	<p>1) 行政財産使用料に係る事務手続きについて進捗状況の把握がなされていなかったことが原因である。予備監査後、調定伺いの手続きを行い、12 月 1 日までに全て収入済みと</p>

<p>(指導事項) 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 住居手当について、支給要件喪失に伴う住居届が提出されていなかった。(要件喪失後の手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。)</p>	<p>なった。</p> <p>今後は、収入調定のみならず、支出等経理に係る事務について、進捗状況及び行うべき事務を、毎月上旬・中旬・下旬の3回以上、所属内にて打ち合わせを実施、確認し、遺漏や遅滞のないよう徹底する。</p> <p>1) 予備監査後に速やかに支給要件の喪失に伴う住居届を対象者から提出をさせ、確認の手続きを行った。</p> <p>今後は、住居手当のみならず、各届出に該当する事由について各職員が認識するとともに、手続きに遺漏がないよう、毎月の全体会議にて制度を周知し、該当する事由が発生した場合に、速やかな届出・確認を徹底することとした。</p>
---	--

監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月15日、11月21日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
	<p>(指導事項) 2件 (給与1、財産1)</p> <p>1) 給与の資金前渡に係る口座について、4月1日付けの定期人事異動で、資金前渡職員に交替があったが、監査日現在「資金前渡職員(変更)通知及び印鑑届」が給与支払管理者及び指定金融機関に提出されておらず、口座の名義が変更されていなかった。</p> <p>2) 公有財産の使用許可事務において、平成23年4月から使用許可期間を更新したものがあつたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。</p>	<p>1) 給与の資金前渡に係る口座について、名義の変更を行った。(平成26年10月17日)</p> <p>2) 公有財産の使用許可事務において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告を行った。(平成26年10月16日)</p>

監査対象所属	県土整備部 新環状・西関東道路建設事務所	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年6月	
監査実施日	平成26年9月30日～10月2日、11月6日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
	<p>(指導事項) 2件 (給与2)</p> <p>1) 平成25年分の年末調整に係る所得税還付金(2名分)が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。(合計97,000円)また、還付金が口座に滞留することにより、利息が発生していたが、当該利息の調定も遅延していた。</p> <p>2) 雑部金の出納に誤りがあり、健康保険料及び厚生年金保険料の残高が過大となっていた。</p>	<p>1) 年末調整に係る所得税還付金については、今後さらにチェックを強化し、適正な事務処理を行う。</p> <p>2) 雑部金の出納誤りの原因を調査し、該当職員への返還・一般会計への振替を行った。また、保険料にかかる雑部金繰越整理簿に</p>

また、保険料にかかる雑部金繰越整理簿について、納入ごとに整理されていなかった。	ついて、納入ごとに整理した。
---	----------------

監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月6日、11月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（工事1）</p> <p>1）広瀬ダム周辺フェンス改修工事において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されている変更契約の内容に次のとおり不備があった。</p> <p>① 1回目の変更は、工事期間延長の変更であったが、変更後の期間が掲載されていなかった。</p> <p>② 2回目の変更は、フェンスの施工延長の変更であったが、変更後の延長が掲載されていなかった。</p>	<p>1）今後は、山梨県公共事業ポータルサイトに掲載する前に、チェック体制の徹底を図り、適正な変更内容を掲載することとする。</p>

監査対象所属	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月9日、11月14日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（収入1）</p> <p>1）電柱設置を目的とした行政財産使用料について、調定が遅延していたものがあった。</p> <p>また、行政財産使用許可書において許可日に誤りがあるものがあった。</p>	<p>1）調定の遅延は、職員の調定処理に係る認識不足により生じたものであり、今後は、使用許可後速やかに調定事務を行うよう所内で徹底する。</p> <p>また、許可日の誤りは、起案時のチェック不足により生じたものであり、誤った許可書については、相手方の了解を得て、平成26年10月14日に正しいものに差し替えを行った。今後は各段階でのチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象所属	県土整備部 流域下水道事務所	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月6～8日、11月25日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（支出1）</p> <p>1）平成25年度釜無川流域下水道釜無川浄化センター長寿命化施設・設備詳細設計業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。</p>	<p>1）所得税等については、所轄の税務署に速やかに納付するとともに、当該設計事務所に説明の上、所得税相当額を徴収し、県に返還した。</p> <p>既に、事務所内における源泉徴収制度の周知と注意喚起を行い、併せて、チェックリス</p>

	トの作成により、チェック機能の強化を図ったところであるが、今後も、関係法令等を遵守し、的確な事務処理に努める。
--	---

監査対象所属	峡東教育事務所	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月8日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 2件（給与2）</p> <p>1) 塩山中学校において、代替職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計 172,113円)</p> <p>また、給与が口座に滞留することにより、利息が発生していたが、当該利息の調定も遅延していた。</p> <p>2) 三富小学校において、鉄道を利用した県外旅行に係る旅費を支給していたが、片道分の運賃しか支給されていなかった。</p>	<p>1) 給与支給時には「給与資金前渡職員口座チェックリスト」を活用し、現金支給の有無と口座残高の確認を確実に行うよう、学校訪問・事務研究会等で改めて注意喚起を行うとともに、利息発生時月には、再度残高確認をするよう管内小中学校に通知する。</p> <p>2) 過年度支出の承認を得て、不足分を追加支給した。旅費計算書は往路・復路の二段書き記載に統一し、管内小中学校に周知するとともに、担当内相互チェックを一層徹底する。</p>

監査対象所属	富士・東部教育事務所	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月8日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 大月東中学校において、代替職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。 (合計 123,989円)</p>	<p>1) 該当小中学校に遅延の経緯及び今後の改善策を確認し、徹底を依頼するとともに、管内小中学校に対して、会議の場で注意を喚起した。</p> <p>今後も、「誤りが起きやすい年度始めに、改めて各小中学校に対応を周知徹底する」等事務処理ミス防止に努める。</p>

監査対象所属	総合教育センター	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月4日、平成26年12月18日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 2件（物品2）</p> <p>1) 賃借物品である教育情報接続用ファイアウォールサーバ及びこすもす教室で使用するパソコン等（3台）について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p> <p>2) 郵便切手類受払簿に、次のとおり不備があ</p>	<p>1) 賃借物品である教育情報接続用ファイアウォールサーバ及びこすもす教室で使用するパソコン等（3台）について、占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成を行った。</p> <p>今後は占有物品に関する事務について、適正に行われるよう周知徹底し、再発防止に努める。</p> <p>2) 郵便切手類受払簿について</p>

<p>った。</p> <p>① 平成26年4月に購入した郵便切手が財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載されていなかった。</p> <p>② 石和こすもす教室の郵便切手類受払簿において、平成25年12月の前月繰越枚数及び金額が誤って記載されていたため、監査日現在、郵便切手類受払簿の残高と現品が一致していなかった。</p>	<p>① 平成26年4月に購入した郵便切手について、受入日に郵便切手類受払簿に記載を行った。</p> <p>② 石和こすもす教室の郵便切手類受払簿について、平成25年12月の前月繰越枚数及び金額の訂正を行った。併せて、郵便切手類受払簿の残高と現品が一致していることを確認した。</p> <p>今後は郵便切手に関する事務について、適正に行われるよう周知徹底し、再発防止に努める。</p>
---	--

監査対象所属	図書館		
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月		
監査実施日	平成26年12月10日、平成27年1月21日		
監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>（指導事項） 1件（物品1）</p> <p>1) 図書等の管理において不明・未返却資料が次のとおり認められた。</p> <p>① 不明資料 平成23年度 89点 平成24年度 368点 平成25年度 101点 平成26年度 73点 合計 631点</p> <p>② 未返却資料 平成23年度 12点(13点) 平成24年度 75点(97点) 平成25年度 71点(3,791点) 平成26年度 3,408点(109点) 合計 3,566点</p> <p>※ ()内は、昨年度予備監査日時点の未返却資料。平成26年度 ()内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの（予備監査日時点で3回目の月末督促の対象になったもの）。</p>		<p>1) 図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。</p> <p>① 不明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BDSゲート（不正持ち出し防止装置）を設置し不正持ち出しの防止を図っている。 ・ 館内に防犯カメラを設置し、作動中であることを表示している。 ・ 職員による書架エリアの巡視の強化や協力員による館内外の巡視により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。 ・ 紛失の多い雑誌の最新号はカウンター内で管理し、閲覧希望があった際に職員が手渡している。 ・ 利用案内や広報活動などを通じて啓発活動を行い利用マナーの向上を図っている。 <p>② 未返却資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。 ・ 貸出の際、返却日を明記した貸出票を出力し、返却期限の厳守をお願いしている。 ・ 返却期限が過ぎても返却されない場合は、各月末にハガキで、年度末にはハガキや電話で督促し、予約がある資料等については、随時督促を行って回収に努めている。 ・ 督促によっても資料を返却しないときは、「山梨県立図書館運営規則」に基づき、貸出の許可を与えない措置をとり、 	

	再発防止を図っている。
--	-------------

監査対象所属	美術館
監査対象期間	平成25年9月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月28日、平成27年1月15日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>（指導事項） 1件（支出1）</p> <p>1）平成25年度の下期に実施された造形広場の講師に対する報償費及び旅費について、年度内に支払いが行われず平成26年度予算から平成26年5月に支払いされていた。 （合計 63,848 円）</p>	<p>1）3月まで事業を行っており、全事業が終了するまで支払いを待っていたことや、支払い時期に人事異動があり、十分に引継ぎがされていなかったことが主な原因と考えられる。 当該案件が判明した際、講師に謝罪と説明を行うとともに、今後このようなことがないよう、支払いを予定している案件の一覧表を作成のうえ、学芸課及び総務課の複数の職員でチェックし、遅滞なく支払いを行っている。</p>

監査対象所属	博物館
監査対象期間	平成25年9月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月7日、平成27年1月8日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>（指導事項） 2件（給与2）</p> <p>1）扶養手当の認定において、扶養親族のうちの1人が支給要件を喪失（22歳に達した子）していたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。</p> <p>2）平成26年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。</p>	<p>1）扶養親族簿による認定・確認を行った。今後は、各規則に則り適正に処理を行う。</p> <p>2）平成26年度の雑部金繰越整理簿を作成した。今後、雑部金を翌年度に繰り越した場合は、速やかに雑部金繰越整理簿を作成し、整理する。</p>

監査対象所属	考古博物館（埋蔵文化財センター）
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月9日、平成27年1月28日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>（指導事項） 1件（支出1）</p> <p>1）財務規則第71条第3項により、臨時所要の経費については、その都度必要最小限の予定額を資金前渡職員に前渡することとされているが、平成26年5月から6月にかけて複数回の支払いが行われた刈払機取扱作業講習会外5件の安全衛生教育講習に要する経費について、平成26年4月30日に一括して資金前渡職員に資金を前渡していた。そのため、資金前渡された資金の一部が長期</p>	<p>1）資金前渡の取扱に関して、財務規則に則った事務処理が行われるよう、改めて所属内で周知・徹底した。</p>

<p>間にわたり現金で保管されることとなり、上記規定の趣旨に反する取扱となっていた。</p> <p>また、財務規則第72条第1項により、資金前渡職員は前渡資金出納書に現金の出納を記載することとなっているが、前渡資金出納書には平成26年6月9日に全額が支払い額として記載されており、それぞれの支出に対応する現金の出納が記載されていなかった。</p>	
---	--

監査対象所属	葦崎高等学校
監査対象期間	平成25年10月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月28日、12月25日
監査の結果	
<p>(指導事項) 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 住居の賃貸借契約の契約条件が変更となった際の住居手当の認定において、住居手当支給上の家賃に含まれないCATV使用料等が家賃に含まれている場合には、家主等に家賃の内訳を確認する必要があるが、確認がされていないものがあった。</p>	<p>1) CATV料金等について、賃借人の負担は0円であり、賃料には含まれていないことを確認し、その旨を記載した書面の提出を業者より受けた。CATV料金等が契約書に明記されていない場合は、家主等に家賃の内訳を書面で提出してもらうこととした。</p>

監査対象所属	葦崎工業高等学校
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月29日、12月24日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 4件 (収入1、支出1、物品1、重点事項1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数1件 39,600円</p> <p>2) 昨年度の監査において、契約手続きを行わず委託業務を行わせていたことについて指摘事項となっていたが、次の3件については、出納局管理課の指示とは異なり、契約日を遡って契約していた。 ①本館機械設備等の保守点検業務委託 ②プール濾過装置保守点検業務委託 ③浄化槽維持管理業務委託</p> <p>3) 賃借物品であるガス漏れ警報器(38台)について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) 授業料 過年度分 先数1件 39,600円については、債務者の所在の把握に努めるとともに、保証人に対し催告通知・電話・家庭訪問等を行い、引き続き納入を働きかけていく。</p> <p>2) 今後は、昨年度の監査のような指導を受けることのないよう山梨県財務規則及び各種法令に則り適正に事務処理を行う。</p> <p>3) 賃借物品であるガス漏れ警報器(38台)について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書を作成した。賃借契約が満了する年度末に占有物品払出調書を作成し払出を行う。 今後は、山梨県財務規則及び関係法令に則り適正な事務処理を行う。</p>

4) 住居手当の認定において、住居手当支給上の家賃に含まれない駐車場代等が家賃に含まれている場合には、家主等に家賃の内訳を確認する必要があるが、確認がされていないものがあつた。	4) 家賃に駐車場代が含まれるか否か確認せずに住居手当額を算定し支給していたが、改めて家主に対し家賃の内訳を照会し駐車場代は無料であることを確認した。今後は契約内容を十分把握するとともにチェックリストによる確認を確実に実行し、適切な事務処理を行う。
--	--

監査対象所属	甲府第一高等学校	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月27日、平成27年1月30日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	（指導事項） 2件（物品1、財産1） 1) 賃借物品である車両について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。 2) 公有財産の使用許可事務において、平成26年4月から使用料を改定したものが3件、使用許可期間を更新したものが2件あつたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。	1) 賃借物品である車両について、平成26年度の占有物品受入調書を作成した。 2) すべて移動報告書を提出した。 今後は、公有財産事務取扱規則を遵守し、事務処理ミスの防止に努める。

監査対象所属	甲府西高等学校	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月13日、平成27年1月9日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	（指導事項） 1件（支出1） 1) AEDの賃貸借サービス契約（ファイナンスリースに該当しない契約）の賃借料に係る消費税及び特別地方消費税について、旧税率（5%）適用の経過措置を受けていたが、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」附則第5条第8項に定める通知（経過措置の適用を受けているものであることの通知）を契約相手方から受領していなかった。	1) 後日、契約相手方に内容を確認の上、書類の提出を受けた。 今後は、関係法令等の改正及び出納局からの通知などに注意し、遺漏のないように努める。

監査対象所属	甲府東高等学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月13日、平成27年1月15日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	（指導事項） 1件（契約1） 1) ファックスの保守契約書において、契約保証金免除条項及び支払方法に係る条項が設けられていなかった。 また、産業廃棄物処理委託契約書に、契約	1) 所属内の確認体制が不十分であつたことが原因であるので今後はチェック体制を強化する。

保証金免除条項及び契約解除に係る違約金条項が設けられていなかった。	
-----------------------------------	--

監査対象所属	甲府城西高等学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 3件（給与1、物品1、契約1）</p> <p>1) 通勤手当の認定において、JR利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合には、通勤手当認定簿（第2号様式）を使用して認定すべきところ、通勤届（第1号様式）で認定されていた。</p> <p>また、当初の認定において第2号様式を使用しなかったため、平成26年4月1日に行われたJR定期券額の改定について、人事給与システムにより金額は訂正されていたが、本来第2号様式に記載して行うべき認定行為が行われていなかった。</p> <p>2) 平成26年3月に購入した官製はがき（10枚）について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載されていなかった。</p> <p>3) 印刷機（2台）の借り入れ契約において、予定価格が財務規則第137条第1項に定める随意契約できる予定価格の範囲（80万円）を超えていたが、入札によらず随意契約（2者による見積もり合わせ）により契約を締結していた。</p>	<p>1) 指導後、通勤手当認定簿（第2号様式）を作成した。</p> <p>今後、JR利用者等については、同様の見落としがないよう十分留意し認定作業を行う。</p> <p>2) 指導後、官製はがきについて、郵便切手類受払簿に記載した。</p> <p>3) 今後は、財務規則を熟知し、チェックを確実にし、適正な事務処理を行う。</p>

監査対象所属	甲府昭和高等学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月21日、平成27年2月5日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指摘事項) 1件（財産1）</p> <p>1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日（11月）現在、実施されていなかった。</p>	<p>1) 消防用設備等の機器点検については、平成26年8月末までには実施しなければならない点検であった。8月の段階で未実施だったため、早急に業者を決めるということで内部で話し合いはしていたが、その後、進捗状況の把握がなされず、未契約の状態になってしまった。監査後、平成26年11月28日に契約を締結し、12月1日に1回目、平成27年3月13日に2回目の消防点検を実施した。今後、このようなことがないように、定例的な業務については、財務書類の作成の時期を一覧表にし、各担当職員が常に自分の</p>

	業務を確認するとともに、事務長が全体の進捗管理をしている。また、月末に、その月に出来なかった事業、来月の予定等を4人で確認しあってミスのないよう努めている。
--	--

監査対象所属	農林高等学校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月19日、平成27年1月15日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>(指摘事項) 1件（支出1）</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、公共料金等の支払に係る自動口座振替に不適切な事務処理があったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても昨年度と同様に、振替不能や支出科目と相違した支出など、不適切な事務処理があり、公共料金等の支払いに係る自動口座振替の事務処理が改善されていなかった。</p> <p>同一日に口座振替される水道料金及び電話料金のうち、電話料金支払を目的とした前渡資金が、支払手続の遅れにより振替日までに口座に入金されていなかった。</p> <p>このため、振替日において、水道料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から電話料金が口座振替され、水道料金の一部が振替不能となっていた。</p> <p>また、電話料金支払を目的としてあらかじめ口座に入金した前渡資金と、口座に残っていた水道料金支払を目的とした前渡資金とにより、振替不能となった水道料金が口座振替されていた。（水道料の延滞利息は発生しなかった。）</p> <p>さらに、翌月の電話料金の口座振替においても、支払手続の遅れにより、前渡資金が振替日までに口座に入金されていなかったため振替不能となり、後日、納付書払の方法により電話料金を支払っていた。（電話料の延滞利息は発生しなかった）</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産土地賃貸借契約に係る土地貸付料について、契約書には、県が発行する納入通知書にて各年度の年額を毎年度4月30日までに納付するものと規定されているが、納入通知書の発行が遅延し、9月になったことから、当該納期限までに納付されていないものが6件あった。（合計666,331円）</p>	<p>1) 直接的原因は支払事務手続きの遅れである。このため、支払遅れを未然に防ぐための体制整備と支払い事務手続きの進捗管理の検討を行い、H26年7月より支払遅延防止のための体制整備として週一回の定期ミーティングを実施してきている。さらに「例月支払確認表」を作成しこの中で請求、支払事務手続きの状況を事務室の全員で相互確認している。またこのミーティングは校内行事の確認や事務室事務の状況を把握することが出来るため、業務の相互補完という意味でも幅広く活用している。</p> <p>1) 4月より担当者が交代したため、自動販売機の設置に関して引き継ぎがしっかりなされていないことが原因であるが、年1回の調定であるため一人の担当が意識するのではなく事務室メンバー全員がしっかりと認識しておく必要がある。このため7月から実施している週1回のミーティングにおいて支払だけではなく収入についても声を掛け合いながら忘れがないか確認している。来年度</p>

	からは収入においても確認シートを作成し具体的なチェックを実施する予定である。
--	--

監査対象所属	増穂商業高等学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（契約1）</p> <p>1）自動火災報知器設備等保守点検業務及び消火栓設備等保守点検業務に係る業務委託契約において、業務完了報告書は業務完了後遅滞なく提出することとなっているが、業務が完了してから1ヶ月以上後に報告書が提出されていた。</p> <p>また、自動火災報知器設備等保守点検業務に係る業務委託契約書において、本文中の受託者欄に受託者名の記載がなかった。</p>	<p>1）監査終了後の業務完了報告書については、業務完了後速やかに提出させた。</p> <p>今後、このようなことが起こらないよう、契約書において業務完了報告書について記載された部分に注意を喚起するよう下線を引くとともに太字での記載とした。本文中の受託者欄未記載については、今後このようなことのないよう、本文中の受託者名入力済の契約書を使用する。</p>

監査対象所属	峡南高等学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（収入1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料 過年度分 先数4件 273,900円</p>	<p>1）収入未済について</p> <p>① 債務者・保護者の所在については、今後とも住民票抄本を取得し、確実な連絡手段を確保した上で、電話等による早期かつ計画的な納付を促す。</p> <p>② まずは保護者とのコンタクトを最優先に電話・文書・訪問による督促を行う。</p> <p>③ 当時学生であった債務者本人も現在では全て成人になっている。上記②の方法による滞納整理でも納付に応じない・納付の意思が感じられない保護者については、債務者本人に督促を行い、滞納授業料整理事務の促進を図る。</p> <p>なお、予備監査日以降も上記方法による催促・督促を行った結果、平成27年度末現在先数4件、269,900円である。</p>

監査対象所属	笛吹高等学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月19日、12月15日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（物品1）</p> <p>1）外国語指導助手に貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に定める物品貸</p>	<p>1）外国語指導助手寝具一式に係る物品貸付調書について、財務規則第161条に基づき物品</p>

付調書が作成されていなかった。	貸付調書を作成した。 今後はこのようなことがないよう、担当者に引き継ぎを行う。
-----------------	--

監査対象所属	山梨高等学校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月18日、平成27年1月8日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>(指導事項) 3件（物品1、財産2）</p> <p>1) 賃借物品である車両について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p> <p>2) 自動販売機の貸付料に係る消費税及び特別地方消費税について、旧税率（5%）適用の経過措置を受けていたが、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」附則第5条第8項に定める通知（経過措置の適用を受けているものであることの通知）が行われていなかった。</p> <p>3) 公有財産の使用許可事務において、平成26年4月から使用料を改定したものが1件、使用許可期間を更新したものが2件あったが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。</p>	<p>1) 当該車両の旧年度に係る「占有物品払出調書」を作成するとともに、当校PTAとの平成26年度貸借契約に基づいて、占有物品受入調書を作成した。</p> <p>当校PTAとの貸借契約は単年度であるので、今後は、貸借契約に基づき、その都度、占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成を徹底する。</p> <p>2) 貸付業者への通知については、平成26年11月21日付けで文書を作成し、「平成26年度分自動販売機に係る貸付料については、消費税等が旧税率（5%）適用の経過措置の適用を受けているものである」旨を、貸付業者に通知した。</p> <p>今後は、出納局からの通知文書や関係法令の改正について十分注意し、適正な事務処理を行う。</p> <p>3) 指導のあった3件について、移動報告書を作成・報告し、その後、公有財産台帳に登録されたことを確認した。</p> <p>今後は、公有財産関係例規等に基づき、適正に事務処理を行う。</p>

監査対象所属	塩山高等学校
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>(指導事項) 3件（収入1、給与2）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数1件 138,300円</p> <p>2) 通勤手当の認定において、JR利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合には、通勤手当認定簿（第2号様式）を使用し</p>	<p>1) 当該収入未済について、回収の取り組みを強化する中で、平成26年10月以降、分割納付されるようになった。当初168,300円だった未済額は、H27年2月現在で133,300円まで減っており、引き続き債務者に対して自主的な納付を促し、収入未済の解消を図る。</p> <p>2) 当該通勤手当について、通勤手当認定簿（第2号様式）を作成した。手当の支給単位期間によって認定の様式が異なることを再確認</p>

<p>て認定すべきところ、通勤届（第1号様式）で認定されていた。</p> <p>3) 通勤方法の変更に伴い不要となった、JR6箇月定期乗車券に係る通勤手当の返納額算出については、JR東日本旅客営業規則により算出することとなっているが、6箇月定期券の額及び手数料を誤ったため、返納額が過少となっていた。</p>	<p>し、今後、適切な使い分けを図る。</p> <p>3) 当該通勤手当について、6箇月定期券の額及び手数料を再確認の上、正しい金額に基づいて返納額を再計算し、計算結果に基づいて追給処理を行った。手当算定の基礎となる各種金額については、認定時の確認を徹底し、今後、手当額に誤りのないよう努める。</p>
--	---

監査対象所属	上野原高等学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指摘事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 臨時職員の賃金については、勤務した翌月10日に支払うこととされているが、平成26年4月、5月及び7月分の賃金については、支払いが大幅に遅延しており、8月29日に支給されていた。（合計268,000円）</p> <p>また、同職員の賃金に係る所得税は、雇用期間が2か月未満のため、給与所得の源泉徴収額表の日額表（丙欄）が適用されるが、誤って月額表（乙欄）を適用したため、所得税を過大に源泉徴収していた。</p>	<p>1) 臨時職員取扱要綱を再確認し、今後の事務処理を適切に行えるよう職員で研修を行った。</p> <p>また、源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付手続きを行い、過大徴収分は本人に還付した。</p> <p>今後は事務室で年間スケジュールを共有し、進捗状況を把握するとともに、予算令達と執行状況を、事業進捗と合わせて管理することにより、執行漏れのない事務処理に努める。また、声かけ・チェック表の活用等による連絡、確認を徹底していく。</p>

監査対象所属	谷村工業高等学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月5日、12月24日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 1件（支出1）</p> <p>1) 教職員住宅の建築物点検業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。</p>	<p>1) 是正に向け税務署等の関係機関との協議を行い、平成27年1月9日付けで所得税を納付した。</p> <p>また、委託料の支払相手方に説明の上、源泉徴収すべきであった所得税相当額を県へ返還してもらった。</p> <p>今後は、源泉徴収の必要の有無の確認を含め適正な事務処理を行う。</p>

監査対象所属	桂高等学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月7日、平成27年2月2日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 1件（財産1）</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあつた。</p>	<p>1) 未登記地の解消については、平成27年度</p>

過年度分 1筆	の都留市への移譲に向けて、学校施設課において対応中である。
---------	-------------------------------

監査対象所属	吉田高等学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（給与1）</p> <p>1）インターハイ生徒引率に係る業務の旅費において、鉄道賃として旅客運賃と急行料金を支給しているが、往復運賃を二重計上しており、往復運賃分が過大に支給されていた。</p> <p>また、東日本高等学校弓道大会生徒引率に係る業務の旅費において、宿泊に要する経費として宿泊料金に含まれていない夕食代相当分を支給していたが、朝食代に相当する額で算定しており、支給不足となっていた。</p>	<p>1）旅費が誤って支給されていた旅行について、過大に支給されていた分は平成27年1月に旅行者本人から返還された。</p> <p>また、支給不足となっていた夕食代相当額については、不足分を平成27年1月27日に支給した。</p> <p>今後は、旅費計算においてさらに慎重を期すとともに、承認者等によるチェック体制の一層の強化に努める。</p>

監査対象所属	富士河口湖高等学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月5日、12月1日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（契約1）</p> <p>1）一般廃棄物運搬業務委託契約書の違約金条項において、違約金の算出割合等が記載されておらず、違約金が算定できない内容となっていた。</p> <p>また、貼付すべき収入印紙の金額に誤り（不足）があった。</p>	<p>1）平成26年度の契約書には、違約金の算出割合等を規定し改善した。</p> <p>また、貼付すべき収入印紙については、適正な金額のものとした。</p>

監査対象所属	中央高等学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月8日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 2件（収入2）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料 平成26年度分 先数 2件 10,230円</p> <p>2）授業料に係る収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」第2条第3項に定める督促状発付簿による決裁及び督促状発付簿の出納員への提示がされていなかった。</p>	<p>1）平成26年度入学生において、監査実施日において2件の収入未済があり、繰り返し自宅訪問を行い、平成27年1月6日に完済となった。</p> <p>2）「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に従い、督促状発付簿について財務審査幹から決裁を得て、適正な徴収事務を行った。</p>

監査対象所属	ろう学校
--------	------

監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月8日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（財産1）</p> <p>1）公衆電話設置に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。また、許可指令書に規定を追加する変更使用許可も行われていなかった。</p>	<p>1）公衆電話設置に係る行政財産の使用についての許可指令書に、「行政財産使用料の額の改定について（平成26年1月22日付け管財課長事務連絡）」に基づき、使用料改定の規定を追加する変更使用許可を行った。</p> <p>今後、行政財産の使用許可を行うにあたっては、関連する条例、通達等に則り、適切な事務処理を行う。</p>

監査対象所属	甲府支援学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月27日、平成27年1月9日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（契約1）</p> <p>1）灯油の購入に係る単価供給契約書において、第5条第2項の請求金額の算定は第1条に定める単価に納入量を乗じた金額と規定されていたが、第1条に単価に関する規定がなかった。</p>	<p>1）契約時の内容確認が不十分であったため、今後は契約書の各条項の確認を徹底することとし、契約書については訂正を行なった。</p>

監査対象所属	わかば支援学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 2件（物品2）</p> <p>1）物品の購入において、物品要求書の限度額欄に消費税に相当する金額のみが記載されており、支払限度額を超えて支払いを行っていた。</p> <p>2）本校で使用した5円切手について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に平成26年6月の前月繰越枚数が誤って記載されたため、監査日現在、郵便切手類受払簿の残高と現品が一致していなかった。</p> <p>また、分校の120円切手について、8月に使用した2枚分が郵便切手類受払簿に記載されていなかった。</p>	<p>1）物品要求書作成時の記載誤りが原因であるため、物品要求を行う際には電子決裁に加えて帳票を印刷し、複数の職員でチェックするなど記載誤りの防止に努める。</p> <p>2）郵便切手類受払簿の誤りについては修正済み。</p> <p>また、今後は毎月第2週に前月分と当月への繰り越しをチェックするとともに、残高と現品の確認を随時行う。分校においても、同様に確認を行う。</p>

監査対象所属	やまびこ支援学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月12日、平成27年1月20日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

<p>(指摘事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日(11月)現在、実施されていなかった。</p>	<p>1) 確実に半年ごとに点検が実施できるよう、年間計画として長期休業のある7月と1月を行うことを定例化することとした。</p> <p>これに基づき、1月31日に点検を行い、消防署へ所定の届出を済ませた。</p>
---	---

監査対象所属	富士見支援学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月26日、平成27年1月27日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 不・可燃物ゴミ処理業務委託契約は単価契約であるが、契約書に記載された収集運搬料の契約単価は、単価に予定数量を乗じた金額となっており契約単価となっていなかった。</p>	<p>1) 契約書の契約単価について記載事項の訂正を行った。再度このようなことがないように、契約書作成時にも複数の職員によるチェックを行い、記載内容の確認を徹底する。</p>	

監査対象所属	ふじざくら支援学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月14日、平成27年1月14日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 2件 (契約2)</p> <p>1) 生ゴミ処理機保守点検業務委託契約は随意契約であるが、財務規則第137条第3項により定められている見積書が徴されていないかった。</p> <p>2) 業務委託契約書の記載内容に不備な点があった。</p> <p>① 機密文書収集運搬・処理再資源化委託契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>② グリストラップ清掃及び産業廃棄物の収集運搬に係る契約書及び産業廃棄物処分に係る契約において、第2条に定める許可証の写しが添付されていなかった。また、条項の重複など条項の規定に不備があった。</p> <p>③ 産業廃棄物処分に係る契約は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。</p>	<p>1) 対象期間の対象書類に関しては、見積書を徴し添付した。来年度以降、見積書が添付されているか、担当者与其他複数人で十分なチェックを行う。</p> <p>2) 業務委託契約書について</p> <p>① 来年度以降の契約書について、違約金条項を設けるよう契約書の内容を改めることとする。その内容に関し、担当者及び決裁途上の複数人等で十分なチェックを行う。</p> <p>② 対象期間の該当書類に関しては、許可証を添付した。来年度以降、許可証が添付されているか、また、契約書の条項の規定に不備はないか、担当者与其他複数人で十分なチェックを行う。</p> <p>③ 来年度以降の契約書について、条項の規定に誤りはないか、担当者与其他複数人で十分なチェックを行う。</p>	

監査対象所属	甲府警察署	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月8日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) JRを利用して通勤する者の通勤手当の認定において、手当の額をJR回数券の価格によらずバスICカード回数券を利用した場合の方法により算出したため、通勤手当が過少に支給されていた。</p>	<p>1) 誤支給した通勤手当については、1月分給与にて是正(追給)した。</p> <p>給与担当者のみならず複数の職員による点検チェックを確実に実施し、再発防止を図る。</p>
--	---

監査対象所属	南アルプス警察署
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日、12月17日、12月18日
監査の結果	
講じた措置(又は今後の方針等)	
<p>(指導事項) 2件 (支出1、契約1)</p> <p>1) 平成26年3月分の捜査報償費について、現金の交付を受けた職員が自己の用途に充てる目的により、不適正に執行されていたものがあつた。なお、当該現金については返納されている。</p> <p>2) 平成25年度南アルプス警察署屋上防水工事に係る建設工事請負契約書第6条の契約保証金額欄に金額が記載されていなかった。</p>	<p>1) 捜査費の不適正事案の絶無を期するため、捜査費経理の基本を遵守させるための指導や実践的な教養を実施した。また、これまでに以上に業務管理の徹底を図る等、捜査費執行の適正化を図る。</p> <p>2) 契約書の作成に関しては、各契約条項に記載漏れや記載誤りを防止するため、確実なチェックを行うとともに、内部牽制機能を強化させる等、再発防止に努める。</p>

監査対象所属	北杜警察署
監査対象期間	平成25年8月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果	
講じた措置(又は今後の方針等)	
<p>(指導事項) 2件 (契約2)</p> <p>1) 北杜警察署内階段手すり設置工事外2件の建設工事請書において、契約保証金を免除していたが、請書に違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>また、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていなかった。</p> <p>2) 事故車両等の運搬業務委託契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。</p>	<p>1) 建設工事請書の記載内容については、今後の契約において同様の誤りが生じないように契約書の作成の際は必要事項の確実な記載を行い、契約内容に不備がないよう適正な事務処理に努める。</p> <p>2) 単価契約の予定数量の記載については、今後の契約において必要事項の確実な記載を行い、契約内容に不備がないよう適正な契約事務に努める。</p>

監査対象所属	鯉沢警察署
監査対象期間	平成25年10月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月23日、12月24日
監査の結果	
講じた措置(又は今後の方針等)	
<p>(指導事項) 2件 (収入1、支出1)</p> <p>1) 建物内の自動販売機設置に係る平成26年度分の県有財産賃貸借契約による貸付料を土地貸付料(自動販売機)で収入していた。</p>	<p>1) 指導を受け、直ちに適正な収入科目に科目更正を行った。</p> <p>今後は、チェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>

2) 平成25年度に駐在所公衆接遇費として資金前渡された現金について、駐在所から提出された現金の出納を記録する公衆接遇費現金出納簿に年度途中で記載誤りがあったが、資金前渡職員による現金出納簿における記載内容の確認が適切に行われなかったことから、当該差額の2,000円が把握されないまま精算されていた。 また、当該差額については翌年度に現金出納簿の記載誤りが確認されたことから、過年度収入として処理されていた。	2) 資金前渡の取扱いに関して、財務規則に則った適正な事務処理が行われるよう、所属内で周知、徹底を図るとともにチェック体制を強化し、再発防止に努める。
---	---

監査対象所属	南部警察署	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月8日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	（指導事項） 1件（支出1） 1) 待機宿舎ほか建築物等点検業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。	1) 源泉徴収不足の税額等については、速やかに税務署に納付するとともに、委託契約の相手方に説明を行い、源泉徴収すべき所得税額について相手方から返還（納入）してもらった。 今後は、所得税法に基づいた適正な事務処理を行う。

監査対象所属	日下部警察署	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月8日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	（指導事項） 1件（支出1） 1) 待機宿舎建築設備定期点検等業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。	1) 源泉徴収不足額等を速やかに税務署に納付し、委託料の支払相手方に説明のうえ、源泉徴収すべきであった所得税相当額を県へ返還してもらった。 今後は、源泉徴収制度の正しい理解を深めるとともにチェック機能を強化し、適正な事務執行に努める。

監査対象所属	大月警察署	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月11日、平成27年1月14日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	（指摘事項） 1件（財産1） 1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日（11月）現在、実施され	1) 「消防設備点検業務委託契約」及び「浄化槽保守業務委託契約」については、直ちに業者と点検保守等契約を締結し、点検を実施した。

<p>ていなかった。</p> <p>また、浄化槽法で法定期間内に保守点検を義務づけられている警察署や駐在所などに設置された浄化槽の保守点検も監査日（11月）現在、実施されていなかった。</p>	<p>今後は、職員への指導・教養を徹底するとともに、契約業務一覧表等を作成し、より一層の内部牽制機能の強化を図り、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象所属	上野原警察署	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月8日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 2件（支出1、契約1）</p> <p>1）待機宿舍他建築物等点検業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。</p> <p>2）被留置人食糧の供給に係る契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。</p>	<p>1）源泉徴収不足額を速やかに税務署に納付し、委託料の支払相手方に説明の上、源泉徴収すべきであった所得税相当額を県へ返還してもらった。</p> <p>今後は、源泉徴収制度を正しく理解し、適正な事務執行に努める。</p> <p>2）今後、契約書作成の際は、必要事項の確実な記載を行い、契約内容に不備がないよう適正な契約事務に努める。</p>